

令和6年度 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）

募 集 要 項

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として、国が実施する制度です。

本機構では、海外留学支援制度（大学院学位取得型）採用者のうち、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を受けてもなお経済的支援を必要とし、海外留学先で奨学金の貸与を受けることを希望する者を対象に、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の募集を行います。

奨学金の貸与を希望する場合は、本募集要項及び「貸与奨学金案内」を読み、貸与奨学金の制度を十分に理解した上で、申込みから貸与・返還に至るまでの手続きを行ってください。

1. 申込資格

申込みにあたっては、以下の「申込資格」をよく確認してください。奨学生として採用後、万一申込資格がないことが判明した場合は、その採用を取り消すとともに、振込済の奨学金全額を速やかに一括返金していただくことになります。

- (1) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。
- (2) 申込時において海外留学支援制度の残りの給付期間が3か月以上あること。
- (3) 申込月において機構の国内の奨学金の貸与を受けていないこと（重複貸与不可）。
- (4) 機構の奨学金の再貸与の制限に抵触しないこと。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学院修士課程・博士課程）で、新たに第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

※原則として、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けられる期間は、過去に同じ学校区分（大学院修士課程又は博士課程）で第一種奨学金の貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（海外留学支援制度の支給期間終了月まで）を限度とします。

ただし、機構が特に必要と認めるときは、すべての学校区分を通じて、一つの貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限（海外留学支援制度の支給期間終了月まで）まで、第一種奨学金の貸与が受けられます。

- (5) 過去に貸与を受けた機構の奨学金について、以下（ア）～（エ）の状態にないこと。

（ア）返還誓約書が未提出の場合、（イ）奨学金の返還を延滞している場合、

（ウ）代位弁済済みの場合、（エ）債務整理中の場合

※上記（ア）又は（イ）の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記（ウ）又は（エ）の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

- (6) 日本国籍又は海外留学支援制度（大学院学位取得型）に準じ、下表の申込資格を満たす在留資格があること。

※外国籍の方は、奨学金申込時に、在留資格の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（もしくは「特別永住者証明書」）のコピーを本機構へご提出ください。

- (1) 法定特別永住者（※1）
- (2) 在留資格（※2）が「永住者」

（※1）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

2. 選考基準（学力基準・家計基準）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の申込者については、人物・学力・家計について総合的に判定を行い、本機構の貸与奨学生としてふさわしい適格者を選考のうえ、「貸与奨学生」として決定いたします。

（1）学力基準

大学院学位取得型における支給要件を満たしている者であること。

（2）家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2023年分（1～12月）の収入金額が、収入基準額以下であることが必要です。

なお、配偶者が給与所得者の場合は、下表「配偶者の給与所得の控除額」により給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

※本人収入（本年見込額）の奨学金項目には、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付額は含めないでください。

【収入基準額】

第一種奨学金（大学院学位取得型対象）		第二種奨学金との併用	
修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
299万円（389万円）	340万円（442万円）	284万円	299万円

※カッコ内は第一種奨学金で認めている収入基準額超過の許容範囲内の金額で、研究能力が特に優れている者、扶養家族がある等の特別な事情があると認められる者に適用されます。第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の申込者については、海外留学支援制度の採用決定に際し、高い学力要件に加え、本機構による面接、指導教員等による推薦書の提出を求め、「研究能力が特に優れている者」とみなすことが妥当であると考えられるため、申込者全員について許容範囲の金額（カッコ内の数字）により収入基準を判定することとしています。

【配偶者の給与所得の控除額】

年間収入金額（税込）	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2 + 214万円
※ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円

3. 入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の「国の教育ローン」を申込んだにもかかわらず、融資を受けられなかった世帯の学生を対象とした奨学金です。

- * 入学時特別増額貸与奨学金は、「入学年月」と「貸与を開始する年月（貸与始期）」が一致する場合に限り、申込むことができます。入学年月と貸与始期が相違する場合は、申し込めませんので、「申込書」の「(入学時特別増額貸与奨学金を) 希望しない」に○をつけてください。
- * 「国の教育ローン」への申込が必要か否かについては、申込書類をご提出いただいた後、機構にて家計審査を行い、「国の教育ローンへの申込必要」と判定された場合は、国内連絡者へ連絡します。

【「国の教育ローンの申込不要」と判定された場合】

追加提出書類は必要ありません。

初回振込時に貸与月額と合わせて一括して振り込まれます。

【「国の教育ローンの申込必要」と判定された場合】

公庫の「国の教育ローン」を申し込む必要があります。その結果、低所得等を理由に融資が受けられないとの通知を公庫から受けた場合にのみ、下記の追加書類（１）、（２）を提出することにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

（１）「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」

（２）融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

（※１）入学時特別増額貸与奨学金を利用するための理由で公庫の「国の教育ローン」に申し込む場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご留意願います。

（※２）上記（２）の通知文は、公庫が定める申込みの要件*を満たしたうえで、審査の結果、低所得等を理由に融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、「公庫から融資できると判断された方」、「公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた方」、又は「公庫が定める申込みの要件*を満たさない方」は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

*公庫が定める申込みの要件：

借入申込人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること、借用申込金額が公庫の定める金額を超えないこと、用途が教育資金であること、保護者等による申込みであること等。

【入学時特別増額貸与奨学金の「辞退」が必要な場合】

「国の教育ローンの申込必要」と判定された方で、次の（１）～（３）に該当する方は、「入学時特別増額貸与奨学金辞退願」の提出が必要です。辞退願は本人又は連帯保証人のみ記入可です。

（１）公庫から融資可能と判断された方

（２）公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた方

（３）公庫が定める申込みの要件を満たさない方

4. 申込方法

(1) 申込資格を確認するため、申込前の事前登録が必要です。ホームページに掲載の入力フォームから事前登録を済ませ、提出書類の作成に進んでください。

(2) 下記5. の提出書類を、下記6. の提出期限までに、機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係まで提出してください。提出先の住所は、下記9. に記載しています。

個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。

5. 提出書類

下記(1)～(7)の書類を提出してください。なお、機構からの連絡を受けた該当者は(8)及び(9)の書類を併せて提出してください。

提出書類は原則として返却いたしませんので、原本保管が必要な証明書類については、コピーをご提出ください。

【全員提出が必要な書類】

- (1) 【様式A】 提出書類一覧表
- (2) 【様式B】 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
- (3) 【様式C】 申込みに係る重要事項確認
- (4) 【様式D】 奨学金振込口座届
- (5) 【様式F】 収入計算書
- (6) 申込書
- (7) 収入に関する証明書類

※ (1)～(5)は「貸与奨学金案内」の「様式集」から取り出して使用してください。

【該当者のみ提出が必要な書類】

- ◆ 入学時特別増額貸与奨学金の申込者のうち、家計審査の結果、収入金額が一定額以上であったため、「日本政策金融公庫の国の教育ローンへの申込必要」と判定された方が対象です。
- ◆ 申込後に、機構にて家計審査を行い、提出が必要な場合は国内連絡者を通じて連絡します。
 - (8) 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
 - (9) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

6. 申込期限及び初回奨学金交付

申込月	申込書類提出期限	初回奨学金交付
第1回(5月申込)	2024年5月10日 必着	2024年6月11日
第2回(6月申込)	2024年6月10日 必着	2024年7月11日
第3回(7月申込)	2024年7月10日 必着	2024年8月11日
第4回(8月申込)	2024年8月10日 必着	2024年9月11日
第5回(9月申込)	2024年9月10日 必着	2024年10月11日
第6回(10月申込)	2024年10月10日 必着	2024年11月11日
第7回(11月申込)	2024年11月10日 必着	2024年12月11日
第8回(12月申込)	2024年12月10日 必着	2025年1月11日
第9回(1月申込)	2025年1月10日 必着	2025年2月11日
第10回(2月申込)	2025年2月10日 必着	2025年3月11日

※選考結果は、初回奨学金交付月の初旬に、国内連絡者宛てに通知します。

※書類提出期限は機構必着です。書類提出期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。期限を過ぎた場合、申込月及び初回奨学金交付は次月以降になります。

※提出書類に不備（未記入の箇所や記入内容の誤り、未提出書類、提出書類の相違等）があった場合は、国内連絡者を通して照会を行います。期限内に提出しても、不備解消に時間を要すると、初回奨学金交付は次月以降になりますので、ご了承ください。

※初回奨学金交付日において上記の日が金融機関の休業日のときは、前営業日となります。

7. 安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3 以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3 以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

8. 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）について（ホームページ）

日本学生支援機構のホームページにおいて、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）について情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

○第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）制度概要

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 海外留学のための貸与奨学金（返済必要）> 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）> 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）制度概要

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/lshu_gakui/about.html

○第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）在学採用の申込方法

ホーム > 奨学金 > 申込に関する手続き > 海外の大学等へ進学・留学後に申し込む（在学採用）> 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）在学採用の申込方法

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_zaigaku/lshu_gakui.html

9. 書類の提出先・問い合わせ先

〒104-8173 東京都中央区銀座6-18-2

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係 宛

電話 : 03-6743-6040（平日8時30分～18時15分） FAX : 03-6743-6671

※ 個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。